教 育基本法 に関する特別委員会)

教 育 基本 法 案 (第百 六十四 回 国 会閣 法 第八九号)(衆議 院送 付 要旨

本 · 法 律 案 は、 教 育 基 本 法 の 全 一部を改 正 ŕ 教 育 の 目 的 及 び 理 念並 び に 教 育 の 実 施 に 関 す á 基 本 的 な 事 ,項と、

教 育 振 興 基 本 計 画 の 策 定 等 ات つ ĺ١ て 定 め る も の で あ ij 主 な 内 容 は 次 の ح お IJ で あ る。

定 の 趣 旨 を 明 5 か に す るた め Ę 前 文を 設 け ること。

日

本

玉

憲

法

の

精

神

に

の

っ

とり、

我

が

玉

の

未

来

を 切

IJ

拓ら

<

教

育

の

基

本

を

確

立

ŕ

そ の

振

興

を図

るなど、

制

教 育 の 目 的 及 び 目 標 に つ い て、 現 行 法 に も 規 定さ れ て しし る「 人 格 の 完 成 等 に 加 え、「 個 人 の 価 値 を

重 L て、 そ の 能 力 を 伸 ば Ų 創 造 性 を 培 L١ 公 共 の 精 神 に 基 づ き、 主 体 的 に 社 会 の 形 成 に 参 画 そ

の 発 展 に 寄 与 す る 態 度 を 養う」こと、「伝 統と文化を尊 重 ŕ そ れらをは ぐく h で ㅎ た 我 が 玉 لح 郷 土 を 愛

す るとともに、 他 玉 を 尊 重 ŕ 玉 際 社 会の平和と発展 に寄与する態度 を養う」こと等に . つ 11 て 規定するこ

ځ ま た、 教 育 に 関 でする基 本的 な 理念として、 生涯学習社 i 会 の 実現 と教 育 の 機 会 均等を 規定すること。

社 会 教 育等に加え、 大 学、 私立学校、 家庭教 育、 幼児期 の 教 育並びに学校、 家庭 及び 地域住民 等 の 相 互の \equiv

教

育

の実

施

に

関

する基

本につい

て定めることとし、

現行法にも規定され

7

しし

る義

務

教

育、

学校教

育及び

尊

連携協力について規定すること。

五、この法律は、公布の日から施行すること。

四 教育行政における国と地方公共団体の役割分担、 教育振興基本計画の策定等について規定すること。